

特定施設一覧表

○・・・要届出 一・・・届出不要

特定施設の種類	騒音規制法		条 例	
	騒音規制法	騒音規制法	騒 音	振 動
圧延機械	○ 22.5kW以上のもの	—	— 22.5kW以上のもの	○ 22.5kW以上のもの
製管機械	○ すべてのも	—	— すべてのも	○ すべてのも
バンディングマシン	○ ロール式のもので 3.75kW以上のもの	—	○ 3.75kW以上のもの	—
液圧プレス	○ 矯正プレスを除く すべてのも	○ 矯正プレスを除く すべてのも	— 矯正プレスを除く すべてのも	— 矯正プレスを除く すべてのも
機械プレス	○ 呼び加工能力が 294kg(ニュートン)以上のもの	○ すべてのも	— 30t以上のもの	— すべてのも
せん断機	○ 3.75kW以上のもの	○ 1kW以上のもの	— 3.75kW以上のもの	— 1kW以上のもの
鍛造機	○ すべてのも	○ すべてのも	— すべてのも	— すべてのも
ワイヤーフォーミングマシン	○ すべてのも	○ 37.5kW以上のもの	— すべてのも	— 37.5kW以上のもの
ブラスト	○ タンブラスト以外のも ので密閉式を除く	—	○ すべてのも	—
タンブラー	○ すべてのも	—	— すべてのも	—
切断機	○ 砥石を用いるものに限 る	—	—	—
空気圧縮機	○ 7.5kW以上のもの	○ 7.5kW以上のもの	— 7.5kW以上のもの	— 7.5kW以上のもの
冷凍機用圧縮機	—	—	○ 7.5kW以上のもの	—
その他の圧縮機	—	○ 7.5kW以上のもの	○ 7.5kW以上のもの	— 7.5kW以上のもの
送風機	○ 7.5kW以上のもの	—	○ 3.75kW以上のもの	—
破碎機	○ 土石・鉱物用のもので 7.5kW以上のもの	○ 土石・鉱物用のもので 7.5kW以上のもの	○ すべてのも (ただ し、土石・鉱物・食	○ 7.5kW以上のもの
摩砕機			○ 7.5kW以上のもの	
ふるい			—	
分級機			—	
織機	○ 動力機を用いるすべて のもの	○ 動力機を用いるすべて のもの	— 動力機を用いるすべて のもの	— 動力機を用いるすべて のもの
コンクリートプラント	○ 気ほう式を除き混練容 量が0.45m ³ 以上のもの	—	○ すべてのも	—
アスファルトプラント	○ 混練重量が200kg以上 のもの	—	○ すべてのも	—
穀物用製粉機	○ ロール式のもので7.5kW 以上のもの	—	○ 破碎機・摩砕機を除く すべてのも	—
ドラムパーカー	○ すべてのも	○ すべてのも	— すべてのも	— すべてのも
チップパー	○ 2.25kW以上のもの	○ 2.2kW以上のもの	○ すべてのも	○ すべてのも
破木機	○ すべてのも	—	— すべてのも	—
帯のご盤	○ 製材用15kW以上のもの	—	○ 0.75kW以上のもの(そ の他の動力のごぎり機 を含む)	—
丸のご盤	○ 木工用2.25kW以上のもの	—		—
かなな盤	○ 2.25kW以上のもの	—		—
抄紙機	○ すべてのも	—	— すべてのも	—
印刷機械	○ 動力機を用いるすべて のもの	○ 2.2kW以上のもの	— 動力機を用いるすべて のもの	— 2.2kW以上のもの
合成樹脂用射出成形機	○ すべてのも	○ すべてのも	— すべてのも	— すべてのも
鋳造型機	○ ジョルト式のもの	○ ジョルト式のもの	○ すべてのも	— ジョルト式のもの
コンクリート管製造機械	—	○ 10kW以上のもの	○ すべてのも	○ すべてのも
コンクリート柱製造機械	—	○ 10kW以上のもの	○ すべてのも	○ すべてのも
コンクリートブロックマシン	—	○ 2.95kW以上のもの	○ すべてのも	○ すべてのも
その他のコンクリートブロッ ク製造機械	—	—	○ すべてのも	○ すべてのも
ロール機	—	○ ゴム・合成樹脂練用の もので30kW以上のもの (カレンダーロール機 を除く)	○ 破碎機・摩砕機を除く すべてのも	— ゴム・合成樹脂練用の もので30kW以上のもの (カレンダーロール機 を除く)
金属用釘抜機	—	—	○ 2.25kW以上のもの	○ 2.2kW以上のもの
ディーゼルエンジン	—	—	○ 3.75kW以上のもの	—
ガソリンエンジン	—	—	—	—
工業用マシン	—	—	○ 同一建物に10台以上	—
ニューマチックハンマー	—	—	○ すべてのも	—
グラインダー	—	—	○ サンダー及び切断機を 含み工具研磨機を除く	—
工業用ミキサー	—	—	○ すべてのも	—
重油バーナー	—	—	○ 重油使用量150/h以上の もの	—
ゴム・皮又は合成樹脂の打機 又は裁断機	—	—	○ すべてのも	—
スチームクリーナー	—	—	○ すべてのも	—
金属工作機械	—	—	○ 同一建物に5台以上	—
石材引割機	—	—	○ すべてのも	—
ドラム缶洗浄機	—	—	○ すべてのも	—
風力発電設備	—	—	○ 出力20kW以上のもの	—
板金又は製缶の作業	—	—	○ 厚さ0.5mm以上の金属板 の加工	—
鉄骨又は橋梁の組立作業	—	—	○ すべてのも	—
建設材料置場における運搬作 業(動力を用いる来秋を使用 するもの)	—	—	○ 土砂石の材料置場で あって1ヶ月以上使用する	—